

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月25日
【会社名】	株式会社駅探
【英訳名】	Ekitan & Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 太郎
【本店の所在の場所】	東京都港区西麻布四丁目16番13号
【電話番号】	03-6367-5951
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート部長 秦野 元秀
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西麻布四丁目16番13号
【電話番号】	03-6367-5951
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート部長 秦野 元秀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月24日開催の当社第13回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金10円00銭 総額51,884,840円

2. 効力発生日

平成27年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社の今後の事業拡大に備え、期中でも臨機応変に新規事業を開始可能にするため、定款第2条(目的)を変更するものであります。

(2) 当社定款におきましては、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう第29条(社外取締役の責任免除)及び第39条(社外監査役の責任免除)を規定しております。今般、会社法第427条の改正により責任限定契約を締結することができる役員が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、第29条及び第39条の規定を変更するものであります。

なお、定款第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. <u>各種情報提供、情報収集、情報処理、情報通信に関するサービス業</u>	1. <u>各種情報・コンテンツ提供及び販売、並びに情報処理サービス業</u>
2. <u>コンピューター及びその周辺機器・関連機器並びにソフトウェア等に関する企画、開発、設計、製造、販売、貸借、保守、管理及び輸出入業</u>	2. <u>通信・情報機器及びその周辺機器等に関する企画、開発、設計、製造、販売、貸借、保守、管理及び輸出入</u>
(新設)	3. <u>ソフトウェア・プログラム等に関する企画、開発、設計、製造、販売、貸借、保守及び管理</u>
3. <u>各種マーケティング及びコンサルティング業務</u>	4. <u>各種マーケティング及びコンサルティング業務</u>
4. <u>広告の企画、制作及び広告代理業</u>	5. <u>広告の企画、制作及び広告代理業</u>
5. <u>印刷物及び出版物の企画・制作及び販売業務</u>	6. <u>印刷物及び出版物の企画・制作及び販売</u>
6. <u>電気通信事業法に定める電気通信事業</u>	7. <u>電気通信事業法に定める電気通信事業</u>
7. <u>電気通信サービス、放送サービスの加入手続きに関する代理店業務</u>	8. <u>電気通信サービス、放送サービスの加入手続きに関する業務</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>8. <u>オフィス・オートメーション機器、付属機器、付属材料、事務用機器、事務用物品の販売、リース、取付工事及びメンテナンス業</u></p> <p>9. 通信販売業</p> <p>10. 物品の輸送並びに保管に関する業務、並びに宅配便の委託取次業務</p> <p>11. 各種チケットの受託販売</p> <p>12. 旅行業法に基づく旅行業</p> <p>13. 各種施設及びサービスの予約代行業務</p> <p>14. 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業</p> <p>15. 古物の売買及び取次業務 (新設) (新設) (新設) (新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>9. 通信販売業</p> <p>10. 物品の輸送並びに保管に関する業務、並びに宅配便の委託取次業務</p> <p>11. 各種チケットの販売</p> <p>12. 旅行業法に基づく旅行業</p> <p>13. 各種施設及びサービスの予約代行業務</p> <p>14. 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業</p> <p>15. 古物の売買及び取次業務</p> <p>16. <u>クレジットカード業</u></p> <p>17. <u>貸金業及び金融商品取引業</u></p> <p>18. <u>労働者派遣事業</u></p> <p>19. <u>著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権、ノウハウその他の知的財産権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介</u></p> <p>20. <u>その他商業全般</u></p> <p>21. <u>前各号に関する調査、企画、研究、開発、研修及びコンサルティング業務</u></p>
<p>16. 前各号に附帯、関連する一切の事業</p>	<p>22. 前各号に附帯、関連する一切の事業</p>
<p>第3条～第28条(条文省略)</p>	<p>第3条～第28条(現行どおり)</p>
<p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間で、当該取締役の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第30条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第30条～第38条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第40条～第45条 (条文省略)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により</u>、監査役との間で、当該監査役の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第40条～第45条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、中村太郎、大城敦之、秦野元秀、佐藤勇一、赤塚彰及び杉本恵昭を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、石塚達郎を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	35,396	552	0	(注)1	可決(98.46%)
第2号議案 定款一部変更の件	35,720	228	0	(注)2	可決(99.37%)
第3号議案 取締役6名選任の件					
中村 太郎	35,360	588	0	(注)3	可決(98.36%)
大城 敦之	35,359	589	0		可決(98.36%)
秦野 元秀	35,357	591	0		可決(98.36%)
佐藤 勇一	35,325	623	0		可決(98.27%)
赤塚 彰	35,306	642	0		可決(98.21%)
杉本 恵昭	35,312	636	0		可決(98.23%)
第4号議案 補欠監査役1名選任の件 石塚 達郎	35,629	322	0	(注)3	可決(99.10%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

4. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成ができた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否について確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、確認ができていない議決権数は賛成、反対及び棄権の欄に加算しておりません。

以 上